

第36回大樹町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年7月1日（水） 午後1時30分

2. 場 所 大樹町役場委員会室（3階）

3. 出席委員 14名

1	三木 隆志	2	金曾 浩文	3	辻本 一夫
4	太田 勝義	5	乙部 毅博	6	竹内 稔
7	水野 敦	8	岩岡 栄一	9	金曾 千春
10	鈴木 敏文	11	寺嶋 誠一	12	牧田 日出男
13	太田 福司	14	穀内 和夫		

4. 欠席委員 0名

--	--

5. 議事日程

日程第1 農業委員会業務報告について

日程第2 議案第19号 現況証明願いについて

日程第3 議案第20号 農地法第3条の規定による許可について

日程第4 議案第21号 農地法第4条の規定による許可について

日程第5 議案第22号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の決定について

6. 事務局 清原局長、薩田係長

7. 閉会時間 午後2時00分

8. 会議の概要

穀内会長	ただ今の出席委員は14名であります。定足数に達しておりますので、第36回、大樹町農業委員会、総会を開きます。 会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第13条の規
------	---

	定により、議長において、13番・太田 福司委員、1番・三木 隆志委員を指名いたします。 日程第1、大樹町農業委員会業務報告を行います。事務局より内容説明を求めます。
清原局長	それでは、5月27日開催の第35回総会以降に行われました業務等につきまして報告いたします。 1の会議関係では、5月29日、JA大樹町通常総会がJA大樹町で開催され、穀内会長が出席しております。 6月1日～2日、全国農業委員会会長大会等が東京都で開催され、穀内会長が出席しております。 6月2日～5日、定例第2回町議会が開催され、穀内会長と事務局長が出席しております。 6月5日、大樹町家畜品評会が下大樹の家畜品評会場で開催され、穀内会長と事務局長が出席しております。 6月16日、農業委員会事務局職員研修会が帯広市で開催され、事務局係長が出席しております。 6月19日、大樹町農業再生協議会総会が役場委員会室で開催され、事務局長が出席しております。 6月25日、北海道農業会議第101回総会が札幌市で開催され、穀内会長が出席しております。 6月26日、第47回北海道農業者年金協議会総会が札幌市で開催され、穀内会長が出席しております。 6月29日、第2班 辻本班長以下委員6名において、あい川、更生、上中島地区の現況証明願いに係る現地調査、及び石坂地区の農地転用許可申請1件に係る現地調査を行っております。 次に2番「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告等について」です。 今月の報告は18件です。内容等を審査し、適格法人であることを確認しております。 次に3番「農地法第3条の3の規定による受理通知について」です。 番号1番、■■の■■氏が字■■、以下■■筆、計■■㎡（ヘイホメートル）の農地を相続された旨、通知を受理しております。 次に4番「旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の延長について」です。 今回、4件の集積計画の延長を行いましたので、ご報告いたします。 資料2を添付しております。 最後に5のその他で7月1日基準日の作況調査につきまして、調査結果資料3を添付しておりますので、後程、お目通し願います。 以上で業務報告を終わります。
穀内会長	報告が終わりました。報告の内容について質疑はありませんか。 （質疑なし） 質疑なしと認め、以上で業務報告を終わります。 日程第2、議案第19号「現況証明願いについて」の件を議題といたします。 事務局より提案説明を求めます。

清原局長	それでは、議案第19号「現況証明願いについて」の提案説明を申し上げます。 土地の現況が登記簿地目又は農地台帳上の現況地目と異なる場合において、土地の所有者から現況証明願いの申請があった際は、農業委員会が申請内容が妥当であるか現地調査を行い、妥当と判断した場合は、登記簿地目の変更に必要な現況証明書を発行するものです。 今回ご審議頂きます案件は3件です。 内容は、登記簿地目及び農地台帳の現況地目において、畑以外になっている地目を畑に変更するための申請となっております。 つきましては、申請内容の可否についてご審議賜りたく、ご提案申し上げますので、ご審議方よりお願いいたします。 以上で提案説明を終わります。
穀内会長	それでは、内容について、事務局より説明を求めます。
薩田係長	申請番号1番、所在、地番につきましては、字■■■、他■筆であります。登記簿地目、現況地目は山林、農振は農用地区域外と農用地であります。面積は、■■■㎡であり、判定地目、利用状況は畑であります。所有者、申請人は、■■■ ■■■ ■■■、目的は登記地目を判定地目に変更するための申請であります。 なお、現地調査につきましては、6月29日に、辻本班長 他3名により実施しております。 申請番号2番、所在、地番につきましては、字■■■、他■筆であります。登記簿地目、現況地目は雑種地及び宅地、農振は農用地であります。面積は、■■■㎡であり、判定地目、利用状況は畑であります。所有者、申請人は、■■■ ■■■ ■■■、目的は登記地目を判定地目に変更するための申請であります。 なお、現地調査につきましては、6月29日に、辻本班長 他3名により実施しております。 申請番号3番、所在、地番につきましては、字■■■、■筆であります。登記簿地目は畑、現況地目はその他、農振は農用地であります。面積は、■■■㎡のうち■■■㎡であり、判定地目、利用状況は畑であります。所有者、申請人は、■■■ ■■■ ■■■、目的は現況地目を判定地目に変更するための申請であります。 なお、現地調査につきましては、6月29日に、辻本班長 他4名により実施しております。 以上で説明を終わります。
穀内会長	内容の説明が終わりました。 次に、申請番号1番から3番について、調査班より調査報告を求めます。第2班・班長、辻本 一夫 委員から報告願います。
辻本委員	申請番号1番につきましては、登記地目を山林から畑に変更するための申請です。申請番号2番につきましては、登記簿地目を雑種地及び宅地から畑に変更するための申請です。申請番号3番につきましては、現況地目をその他から畑に変更するための申請であります。申請番号1番から3番の現地を確認した結果、申請地は畑として活用されていることを確認しました。よって、班で協議した結果、申請どおり異議はありませんので、ご審議の程、よろしくお願いします。

穀内会長	報告が終わりました。 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。 これより議案第19号「現況証明願いについて」、申請番号1番から3番の件を採決いたします。 本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (異議なし) ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決定されました。 日程第3、議案第20号「農地法第3条の規定による許可について」の件を議題といたします。 事務局より提案説明を求めます。
清原局長	それでは、議案第20号「農地法第3条の規定による許可について」の提案説明を申し上げます。 農地法第3条の規定では、農地又は採草放牧地について、所有権の移転や賃借権などの権利を移転する場合、当事者が農業委員会の許可を受けなければならないと定められております。 農地等の権利の移転を受けるものは、原則、農業者でなければならないため、その農業者たる要件を満たしているかどうか、農業委員会で判断し、申請内容の可否についてご審議いただくものです。 今回審議いただく案件は、2件です。 内訳は、所有権の移転が1件、賃貸借が1件となっております。つきましては、申請内容の可否について、ご審議賜りたく、ご提案申し上げますので、よろしくをお願いします。 以上で提案説明を終わります。
穀内会長	それでは、内容について、事務局より説明を求めます。
薩田係長	申請番号1番、所在、地番につきましては、字■■■、■筆、登記簿、現況地目につきましては、何れも畑、農振は農用地、面積につきましては、■■㎡であります。譲渡人は、■■ ■■ ■■、譲受人は、■■ ■■ ■■であります。経営面積は、■■㎡であり、売買価格は■■円、10a当り■■円、本地区の担当委員は、太田福司委員となっております。 申請番号2番、所在、地番につきましては、字■■■、他■筆、登記簿は畑及び山林、現況地目につきましては、何れも畑、農振は農用地区域外及び農用地、面積につきましては、■■㎡であります。貸主は、■■ ■■ ■■、借主は、■■ ■■ ■■であります。経営面積は、■■㎡であり、賃料は■■円、10a当り■■円、本地区の担当委員は、水野敦委員となっております。 以上で説明を終わります。 別紙であります、農地法第3条調査書を添付しております。 本案件につきまして、別紙調査票のとおり、農地法第3条第2項に規定する、3条許可をすることができない要件には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていることを申し添えます。また、当該地の位置図も添付しておりますので、あわせてご参照願います。 以上で説明を終わります。

	きましては畑、農振につきましては、農用地及び農業用施設用地であります。面積は、■■■㎡のうち■■■㎡、転用の時期につきましては許可の日から永年間、工期は、許可の日から、令和■■年■■月■■日までであります。 現地調査につきましては、6月29日に、第2班 辻本班長 他4名により実施しております。 なお、次のページ以降には、チェックリスト、施設の配置図等を添付しておりますのでご参照願います。 また、申請面積が3,000㎡を超えるため、北海道農業会議「常設審議委員会議」への意見聴取が必要となる案件となります。 本申請に係る工期終了後、工事完了届が提出されましたら、地区担当委員と申請どおりであるか確認後、台帳地目を変更いたします。 以上で説明を終わります。
穀内会長	内容の説明が終わりました。 次に、申請番号1番について、調査班より調査報告を求めます。第2班・班長、辻本 一夫 委員から報告願います。
辻本委員	申請番号1番につきましては、2班で現地調査を行いました。現地調査では、既存の施設用地では狭く、他の代替地も無いことを確認しました。本案件について、農地転用の立地基準及び一般基準を満たしており、班では許可相当と判断しました。 ご審議の程、よろしくお願いします。
穀内会長	報告が終わりました。 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 これより議案第21号「農地法第4条の規定による許可について」申請番号1番の件を採決いたします。 本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なし) ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決定されました。 日程第5、議案第22号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の決定について」の件を議題といたします。 事務局より提案説明を求めます。
清原局長	それでは、議案第22号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の決定について」の提案説明を申し上げます。 これまで、旧農業経営基盤強化促進法第18条に定められていた農用地利用集積計画が、令和7年4月1日からの地域計画の開始を受けて、農用地利用集積等促進計画に移行するものです。 今回ご審議頂きます申請は3件です。 内訳は、所有権の移転が3件となっております。つきましては、計画案について、ご審議方よりお願いいたします。 以上で提案説明を終わります。
穀内会長	それでは、申請番号1番から3番の内容について、事務局より説明を求めま

	す。
薩田係長	申請番号1番、所在、地番につきましては、字■■■、他■筆であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡であります。譲渡人は、■■■ ■■■ ■■■、譲受人は、札幌市 公益財団法人 北海道農業公社であり、当地における売買価格は、■■■円 10a当り■■■円です。このあっせん会議は、4月20日に岩岡班長 他4名により実施しております。 申請番号2番、所在、地番につきましては、字■■■、他■筆であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡であります。譲渡人は、■■■ ■■■ ■■■、譲受人は、札幌市 公益財団法人 北海道農業公社であり、当地における売買価格は、■■■円、10a当り■■■円です。このあっせん会議は、4月22日に辻本班長 他4名により実施しております。 申請番号3番、所在、地番につきましては、字■■■、他■筆であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡であります。譲渡人は、■■■ ■■■ ■■■、譲受人は、札幌市 公益財団法人 北海道農業公社であり、当地における売買価格は、■■■円、10a当り■■■円です。このあっせん会議は、4月17日に乙部班長、他4名により実施しております。 なお、申請番号3番につきましては、4月30日開催の第34回総会において、即売りタイプとして議決をいただいておりますが、譲受人の意向により、貸付タイプに変更となったため、再度、ご審議いただきたくお願いいたします。 以上で説明を終わります。
穀内会長	内容の説明が終わりました。 次に、申請番号1番について、あっせん班より地域調整報告を求めます。第1班・班長、岩岡 栄一 委員から報告願います。
牧田委員	申請番号1番につきましては、譲渡人から所有権移転のあっせんの申し出があったため、各農事組合に周知し、譲受人を決定しました。売買価格につきましては、4月20日のあっせん会議で価格を決定し、譲渡人、譲受人の両名から了承を得ております。ご審議の程、よろしくお願いします。
穀内会長	次に、申請番号2番について、あっせん班より地域調整報告を求めます。第2班・班長、辻本 一夫 委員から報告願います。
辻本委員	申請番号2番につきましては、譲渡人から所有権移転のあっせんの申し出があったため、各農事組合に周知し、譲受人を決定しました。売買価格につきましては、4月22日のあっせん会議で価格を決定し、譲渡人、譲受人の両名から了承を得ております。ご審議の程、よろしくお願いします。
穀内会長	次に、申請番号3番について、あっせん班より地域調整報告を求めます。第3班・班長、乙部 毅博 委員から報告願います。
乙部委員	申請番号3番につきましては、譲渡人から所有権移転のあっせんの申し出があったため、各農事組合に周知し、譲受人を決定しました。売買価格につきましては、4月17日のあっせん会議で価格を決定し、譲渡人、譲受人の両名から了承を得ております。ご審議の程、よろしくお願いします。
穀内会長	報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。 (質疑ないとき) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。 これより議案第22号、「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の決定について」申請番号1番から3番の件を採決いたします。 本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

	(異議ないとき) ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。 以上で本日の総会に付議された案件は、全部終了いたしました。 次に連絡事項に入ります。 事務局より説明します。
清原局長	次回の総会につきましては、7月21日火曜日を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

以上、会議の顚末を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

大樹町農業委員会

令和8年7月1日

会 長 穀内 和夫

委 員(13 番) 太田 福司

委 員(1 番) 三木 隆志